

# 令和6年産以降の需要に応じた生産に係る基本方針について

令和5年5月  
茨城県農業再生協議会

## 1 趣旨・目的

本県では水田における農業経営の安定のため、国が策定する米穀の需給見通し等を基に、生産数量目標に相当する数値（以下、「目安」という。）を設定し、需要に応じた米生産の取組を進めてきた。その結果、米政策が現行制度となった平成30年以降、令和4年産において初めて目安を達成し、主食用米の価格が上昇に転じるなど、成果を上げているところである。

一方、急激な人口減少や高齢化が進展する中、主食用米の需要量は減少を続け、今後もこの傾向が続くことが見込まれる中、本県の水田農業経営の安定と所得向上のためには、引き続き需要に応じた生産を推進するとともに、収益性の高い品目への転換・定着を図っていくことが重要である。

そこで、現在の基本方針で定めた期間である3カ年が令和5年産で終了することを踏まえ、各地域農業再生協議会や農業団体、集荷団体から令和6年産以降の目安提示の是非について聞いたところ、主食用米の削減を進めるためには、引き続き目安の提示が必要との意見が大勢を占めた。

また、令和6年産から令和8年産の3年間は、飼料用米の多収品種の導入や、麦・大豆等の5年水張り問題への対応など、生産者にとって今後の農業経営を左右する重要な時期にあたる。

このため、令和6年産から令和8年産の3カ年における目安の提示に併せ、今後の推進にあたっての基本となる考え方をまとめ、これに基づき関係機関が連携して令和6年産以降の需要に応じた生産を円滑かつ着実に進めていくこととする。

## 2 作物別生産の方針

近年の作付動向や今後の需要見通しをもとに、目標とする令和8年産の県全体における作物別の作付方針を以下のとおり設定する。

<令和6年産以降の主な作物別生産の方針> (ha)

作物等区分	R4実績	R8作付方針	主な取組	
主食用米	58,300	↓	需要に応じた生産の推進	
加工用米	987	↗	実需者との結びつきの強化	
新規 需要米	飼料用米	14,375	↓	多収品種の作付推進と取組の定着化
	WCS用稲	603	↗	耕畜連携による作付拡大
	輸出用米	452	↗↗	需要に応じた生産と一層の生産コストの削減
	米粉用米	59	↗↗	実需者との結びつきの強化・専用品種の導入
高収益作物	3,852	↗	園芸作物への転換推進・事業活用による定着化	
飼料用作物	662	↗	子実用トウモロコシの栽培実証及び作付拡大の推進	
麦・大豆・そば	7,954	↗	品質・収量の向上と5年水張り問題への対応	

※「R8作付方針」はR4実績と比較し、以下のとおり示すものとする。

「↗↗」20%超増加、「↗」10%程度増加、「↗」5%程度増加、「↓」5%程度減少

### 3 目安の提示

- ① 全国の需要見通しに本県産米の需要実績シェアを乗じて得た数量を基本として県全体の目安を示す。
- ② 県農業再生協議会は、①をもとに市町村別の目安を設定し、地域農業再生協議会へ配分する。
- ③ 地域農業再生協議会は、②により県農業再生協議会から配分された目安を各生産者へ配分する。

### 4 農業再生協議会の役割

#### (1) 県農業再生協議会

(構成員：県、JA 茨城県中央会、JA 全農いばらき、集荷団体など)

- ・ 県の水田収益力強化ビジョン（案）の作成と県への提案
- ・ 県全体の生産数量目標に相当する数値等の設定と各地域農業再生協議会への配分
- ・ 各地域農業再生協議会に配分した生産数量目標に相当する数値の達成に向けた支援
- ・ 需要に応じた生産に係る県域方針の作成とその実現に向けた取組推進
- ・ 水田農業の高収益化に係る情報提供及び実証ほの設置

#### (2) 各地域農業再生協議会

(構成員：市町村、JA、集荷業者、担い手など)

- ・ 地域の水田収益力強化ビジョンの策定
- ・ 生産数量目標に相当する数値の各生産者への配分
- ・ 生産目標の達成に向けた推進と進捗管理
- ・ 地域の状況に応じた水田農業における高収益化の推進